

～令和 7 年度 川崎市学校環境衛生検査～
学 校 薬 剤 師 の 検 査 実 施 計 画

1 学校環境衛生基準

(1) 定期検査

ア 教室の環境衛生検査

(ア) 実施場所（予定）

市立学校 184校

内訳：小学校115校、中学校52校、高校9校（全日制5校、定時制4校）、
特別支援学校4校、分教室4校

(イ) 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

黒板面の色彩：令和7年 7月1日～令和7年 9月30日

黒板面の色彩以外（1回目）：令和7年 9月1日～令和7年11月30日

黒板面の色彩以外（2回目）：令和8年 1月1日～令和8年 3月31日

(ウ) 実施内容

学校環境衛生基準の検査方法より、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【検査場所】	1校あたり1教室	
【検査回数】	年1回実施	年2回実施
【検査項目】	黒板面の色彩	・ 温湿及び空気清浄度（温度、湿度、二酸化炭素、浮遊粉じん、気流） ・ 照度及び照明環境（黒板照度、机上面照度、まぶしさ、照明環境）

(エ) 事後措置の指導

学校環境衛生基準に定められた基準を超えた場合は、改善策について指導助言を行う。

イ 教室の騒音検査

(ア) 実施場所（予定）

市立学校 184校

内訳：小学校115校、中学校52校、高校9校（全日制5校、定時制4校）、
特別支援学校4校、分教室4校

(イ) 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

1回目：令和7年 9月1日～令和7年11月30日

2回目：令和8年 1月1日～令和8年 3月31日

(ウ) 実施内容

学校環境衛生基準の検査方法より、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必

要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【検査場所】 1校あたり1教室

【検査回数】 年2回実施

窓を開けた状態と窓を閉めた状態の2回測定

(エ) 事後措置の指導

学校環境衛生基準に定められた基準を超えた場合は、改善策について指導助言を行う。

ウ ダニ又はダニアレルゲン検査

(ア) 実施場所（予定）

市立学校 184校

内訳：小学校115校、中学校52校、高校9校（全日制5校、定時制4校）、
特別支援学校4校、分教室4校

(イ) 実施期間

令和7年7月1日～令和7年9月30日

(ウ) 実施内容

学校環境衛生基準の検査方法より、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【検査場所】 1校あたり1箇所（保健室の寝具、カーペット敷の教室等）

【検査回数】 年1回実施

(エ) 事後措置の指導

学校環境衛生基準に定められた基準を超えた場合は、改善策について指導助言を行う。

エ プール検査

(ア) 実施場所（予定）

市立学校のプール設置校 160校

内訳：小学校109校、中学校44校、高校1校、特別支援学校3校、分教室3校
内 屋内プール設置校 3校

内訳：子母口小学校、川崎高等学校附属中学校、中央支援学校（本校）

(イ) 実施期間

プール使用開始日（令和7年6月上旬）～終了日（令和7年11月上旬）

(ウ) 実施内容

学校環境衛生基準の検査方法より、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

a 水質検査

【検査回数】	使用日の積算が30日以内ごとに1回	年1回実施
【検査項目】	遊離残留塩素、pH値、大腸菌※、一般細菌※、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）※、濁度※	総トリハロメタン※、循環ろ過装置の処理水＜循環ろ過装置設置校のみ＞※

※ 印のある検査は、健康教育課が委託契約を締結した検査機関で検査業務を実施予定。

b 施設設備の衛生状態等管理状況検査

- ・ シャワー、洗眼及びうがい施設、便所等の管理状況
- ・ 排水口、ヒビ割れ、漏水等の安全点検の状況
- ・ プール消毒薬品の使用状況及び保管状況、入場者の管理状況
- ・ 遊離残留塩素及び水素イオン濃度の測定状況
- ・ プール日誌管理状況

c 屋内プール検査（屋内プール設置校のみ）

【検査回数】 年1回実施

【検査項目】 空気中の二酸化炭素、空気中の塩素ガス、水平面照度

(エ) 事後指導

検査の結果、学校環境衛生基準に不適な項目があった場合は、改善策について指導助言を行う。

また、水質検査については、必要に応じて、再検査を実施する。

オ 飲料水施設・設備検査

(ア) 実施場所（予定）

市立学校 184校

内訳：小学校115校、中学校52校、高校9校（全日制5校、定時制4校）、
特別支援学校4校、分教室4校

(イ) 実施期間

令和7年10月1日～令和7年11月30日

(ウ) 実施内容

学校環境衛生基準の検査方法より、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【検査項目】 給水源の種類、維持管理状況等、貯水槽の清潔状態

【検査回数】 年1回実施

(エ) 事後措置の指導

問題を把握した場合は、改善策について指導助言を行う。

カ 教室内空気中の化学物質検査

(ア) 実施場所（予定）

市立学校 184校

内訳：小学校115校、中学校52校、高校9校（全日制5校、定時制4校）、
特別支援学校4校 分教室4校

(イ) 実施期間

令和7年7月1日～令和7年9月30日

(ウ) 実施内容等

a 室内化学物質濃度測定検査

学校環境衛生基準の検査方法に準じた方法により、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【測定物質・測定方法】

① ホルムアルデヒド

建築物衛生法施行規則の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する測定器によって、30分間室内空気を吸引して濃度を決定する。

② トルエン（検知管法）

自動ガス採取装置によって、30分間室内空気を吸引して検知管を通し、変色域の目盛りを読み取って濃度を決定する。

【測定場所】1校1教室（音楽室、図工室、コンピュータ教室、普通教室、その他の教室のうち1箇所を選んで実施すること。）

b 建築物概要調査

教室の空气中化学物質濃度に影響を与える使用建材、換気設備の設置状況等について、調査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

(エ) 事後措置後の再検査

測定値が「学校環境衛生基準」に定められた基準値を超えた場合、換気による低減化等事後措置を学校に指示した後、2次検査（再検査）を実施する。測定場所は1次検査で基準値を超えた教室とする。

なお、2次検査（再検査）時の測定値が「学校環境衛生基準」に定められた基準値を超えた場合、ただちに学校及び教育委員会に結果を連絡する。

(2) 臨時検査

ア 全面改修校における教室内空気中の化学物質検査

(ア) 実施場所（予定；令和6年度に教室工事等が終了または終了予定の学校を対象として計上。工事スケジュール等によっては変更される場合がある。）

下平間小学校、下小田中小学校、宮崎小学校、三田小学校、岡上小学校、向丘中学校、平中学校、総合科学高等学校

（上記学校以外に前年度に大規模な工事等があった場合は、学校及び学校薬剤師で相談の上、健康教育課に追加の依頼をする。）

(イ) 実施期間

令和7年7月1日～令和7年9月30日

(ウ) 実施内容

a 室内化学物質濃度測定検査

学校環境衛生基準の検査方法に準じた方法により、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【測定物質】ホルムアルデヒド

【測定方法】建築物衛生法施行規則の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する測定器によって、30分間室内空気を吸引して濃度を決定する。

【測定場所】1校につき5室程度

b 建築物概要調査

教室の空气中化学物質濃度に影響を与える使用建材、換気設備の設置状況等について、調査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

(エ) 事後措置後の再検査

測定値が「学校環境衛生基準」に定められた基準値を超えた場合、換気による低減化等事後措置を学校に指示した後、2次検査（再検査）を実施する。測定場所は1次検査で基準値を超えた教室とする。

2次検査（再検査）時の測定値が「学校環境衛生基準」に定められた基準値を超えた場合、ただちに健康教育課に連絡する。

(オ) その他

完了検査等で、(ウ) 実施内容と同一の項目の検査がすでに実施されており、測定値が「学校環境衛生基準」に定められた基準値を超えない場合は、それら完了検査の結果を以て、当該検査に変えることができる。

イ 上記以外の臨時検査

学校又は教育委員会の依頼及び学校薬剤師の助言・指導等により臨時に必要な検査を定期検査に準じた方法で実施する。

2 学校給食衛生管理基準

(1) 給食室（自校調理方式）の環境衛生検査

ア 実施場所（予定）

給食室（自校調理方式）123校

内訳：小学校115校、中学校（自校調理方式）4校、聾学校1校、
中央支援学校1校、田島支援学校1校、田島支援学校桜校1校

イ 実施期間

令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

1回目：令和7年 5月1日～令和7年 6月30日

2回目：令和7年 9月1日～令和7年11月30日

3回目：令和8年 1月1日～令和8年 3月31日

ウ 実施内容

学校給食衛生管理基準により、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【検査場所】給食室

【検査回数】年3回

【検査項目】・ 外観検査（施設設備及び管理状況）

- ・ 使用水の安全確認検査
- ・ 給食室の室内環境検査（室温、湿度、照度）
- ・ 照明設備及び器具の点検検査
- ・ 食器具類の洗浄状況確認検査（デンプン、脂肪性残留物検査）
- ・ 食器具類の消毒状況確認検査（一般細菌、大腸菌群検査）
- ・ 食品の検収・保管等の状況確認検査
- ・ 検食記録の確認検査
- ・ 保存食の保存状況確認検査

※ 再検査について

食器具類の消毒状況確認検査で一般細菌・大腸菌群検査が不適の場合は、対策を講じた後に再検査を実施する。

(2) 配膳室（センター方式）の環境衛生検査

ア 実施場所（予定）

配膳室（センター方式）48校

内訳：中学校（センター方式）48校

イ 実施期間

令和7年5月1日～令和7年6月30日

ウ 実施内容

学校給食衛生管理基準により、次の内容の検査を実施する。

なお、検査は通常の授業環境における状況を見ることから、受検のための特段の対応は必要なく、気候等に合わせた通常の授業環境で受検する。空調設備の不具合等、検査環境が通

常の授業環境と異なる場合には学校と学校薬剤師が状況確認や相談助言を行うとともに、必要に応じて教育委員会や薬剤師会とも協議する。

【検査場所】配膳室

【検査回数】年1回

- 【検査項目】・ 外観検査（施設設備及び管理状況）
- ・ 配膳室の室内環境検査（室温、湿度）
 - ・ 食品の検収・保管等の状況確認検査
 - ・ 検食記録の確認検査

令和7年度 学校薬剤師による定期検査 実施時期の目安

[illegible]

【参考】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
飲料水水質検査 委託業者実施（年1回）												
受水槽法定定期点検 委託業者実施（年1回）												